

東京高裁總第1620号

令和6年5月14日

山 中 理 司 様

東京高等裁判所長官

司法行政文書不開示通知書

4月1日付け（同月4日受付、東京高裁第1号）で申出がありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので、通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

- (1) 裁判官別事件担任表について定めた東京高裁の文書（最新版）
- (2) 東京高裁の裁判官に関する民事事件の裁判官別事件担任表（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の(1)及び(2)の各文書は、いずれも作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当） 総務課 電話03（3581）1332（ダイヤルイン）